

# 社会福祉法人福島県社会福祉協議会

## 会員及び会費に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、定款第36条第3項の規定に基づき、会員及び会費について必要な事項を定めることを目的とする。

### (会員の種類及び区分)

第2条 会員の種類は、一般会員と特別賛助会員とし、その区分は次のとおりとする。

#### (1) 一般会員

一般会員は、本会定款第1条の目的を達成するため、本会の事業に参加協力するとともに、本会の運営に参画することができる。

ア 市町村社会福祉協議会

イ 第1種及び第2種社会福祉事業施設

ウ 介護保険制度及び障害者総合支援法によるサービス提供施設（事業所）

エ 社会福祉に関係のある団体及び施設

オ 学識経験者

カ 社会福祉に関心を有する者

#### (2) 特別賛助会員

本会の事業を財政的に援助する個人、法人及び団体

2 一般会員のイ及びウについては、設置者及び経営主体（者）の種類は問わないものとする。

### (入会)

第3条 入会を希望する時は、別紙様式による入会申込書を提出するものとする。

(1) 一般会員は様式第1号

(2) 特別賛助会員は様式第2号

2 一般会員のア、イ、ウ、オ及び特別賛助会員は、入会申込書の受理により入会する。

3 一般会員のエ及びカよりの入会申込があった場合は、入会の可否について理事会の議決を経て入会を承認する。

4 理事会において入会を承認したときは、申込みの日を入会の日とし、その旨を入会申込者に通知するとともに会員台帳に登録する。

5 理事会において入会を承認しなかったときは、その旨を入会申込者に通知する。

### (会費及び会員の責務)

第4条 会員は会費を、毎年度7月末日までに納入しなければならない。ただし、年度途中に入会した場合は、当該年度内に納入するものとする。

2 市町村社会福祉協議会の会費は直近の国勢調査結果の確定値に基づく市町村人口に2

円を乗じた人口割額に均等割額を加算し、千円未満を切り捨てた金額とする。均等割は次の区分による。

- |                  |          |
|------------------|----------|
| (1) 人口 10 万人以上の市 | 45,000 円 |
| (2) 人口 10 万人未満の市 | 27,000 円 |
| (3) 町            | 18,000 円 |
| (4) 村            | 13,500 円 |

- 3 前項の会費の算出にあたり、災害等により国勢調査結果が活用できない市町村にあつては、確定値発表直近の当該市町村の住民基本台帳人口によるものとする。
- 4 社会福祉施設の会費は別表に定める。
- 5 社会福祉施設等の会員で、入所・通所の別に変更があつた場合は、速やかに本会に報告するものとする。

(会費の支払猶予及び減免)

第5条 会員が、災害その他やむを得ない特別の事由により納入期限までに会費を納入することができない場合には、「会費支払猶予申請書」(様式第3号)を提出し、会費の支払猶予を受けることができる。

- 2 支払猶予を申請した会員が、当該年度内に会費を納入することができない場合には、「会費減免申請書」(様式第4号)を提出し、会費の減免を受けることができる。

(退 会)

第6条 会員である施設等が解散・廃止又は死亡等により会費の納入がない時は、退会したものとする。

- 2 前項の他、特別の事由により本会会員を退会しようとするときは、退会届(様式第5号)を提出し退会することができる。

(その他)

第7条 この規程に定めのない事項については、必要に応じ会長がこれを定める。

附 則

この規程は、昭和37年3月29日から施行する。

附 則

この規程は、昭和46年8月31日から施行する。

附 則

この規程は、昭和49年3月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年3月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年9月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年3月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年12月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年12月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、令和元年6月24日から施行する。

附 則

この規程の改正は、令和4年4月1日から施行する。

様式1

## 社会福祉法人福島県社会福祉協議会一般会員入会申込書

貴会の定款に定める目的に賛同し、入会申し込みをいたします。

年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

会費納入開始希望年度	年度分～		
(フリガナ)			
名 称			
代表者職・氏名			
設置主体			
経営主体			
施設等の種類			
郵便番号 住 所	〒 ー		
開設(設立) 年月日	年 月 日		
利用定員 (ある場合のみ)	人		
電話番号			
FAX番号			
電子メール アドレス			
ホームページ アドレス			
所属希望県社協 部会・協議会			
会員番号 (県社協で記入)	一般 会員	No.	部会・ 協議会 No.